

令和5年第10回  
曾於市農業委員会總會議事録

令和5年10月20日  
曾於市農業委員会

## 第10回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年10月20日（金） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番	○○○○○	9 番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○

4 欠席委員

12番 ○○○○○

5 議事録署名委員 8番 ○○○○○, 9番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○

7 閉会年月日 令和5年10月20日（金） 午前10時10分

# 令和5年第10回曾於市農業委員会総会日程

令和5年10月20日（金）

## 1 開 会

## 2 議事録署名委員の指名

## 3 付議事項

### (1) 議案

- 議案第79号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第80号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第81号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第82号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第83号 非農地証明願について
- 議案第84号 農用地等のあるせんについて
- 議案第85号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第86号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

### (2) 報告

- 報告第10号 合意解約等の報告

## 4 その他

令和5年第10回曾於市農業委員会総会

令和5年10月20日（金） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。9月、10月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇委員から欠席届が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第10回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番〇〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第79号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、霧島市、曾於市、福岡県、宮崎県で養鶏業を営む法人です。設立年月日は昭和45年10月6日、出資額が3,000万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。なお、株式の譲渡については、定款に会社の承認を要する旨の記載があるので適当と思われます。事業要件については、主たる事業が養鶏業の経営、農産物の生産、販売であり、適当であると思われます。構成員要件については、構成員3人のうち2人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上で過半を占めるため、適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の5人のうち5人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。なお、認定農業者については、九州農政局の令和5年3月審査会で認定済みです。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅3号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、伊佐市で養豚業を営む法人です。設立年月日は平成18年12月15日、出資額は100万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。なお、株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当と思われます。事業要件については、主たる事業が養豚業の経営、農産物の生産、加工、販売等であり、適当であると思われます。構成員要件については、構成員2人のうち2人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上で過半を占めるため、適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の2人のうち2人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

これは、反対するものではありませんが、ちょっと分からないところがありますので、2、3教えてください。まず、末吉2号は、補足説明資料の2ページの事業計画の中で、売上げが3年目に約10億円減っているというのは、何かあるのかなと思いました。それと、営農計画書で後ででてくる約1町2反の畑には牧草を作付けするとなっておりますが、既存の今まで持っておられる約1町7反には何を作付けされているのか伺います。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

すみません。事業実施状況及び事業計画の3年目の90億円というのは、ちょっと私も見逃して

いました。そこは、また確認をしておきたいと思います。あと、既に取得されている農地にも牧草を植付けて、農家さんへ販売しているということです。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

続きまして、大隅3号について伺います。補足説明資料の9ページの事業の実施状況及び事業計画と法人1期の売上高との差はどういう意味があるのか。それと、15ページの経営面積では、田、畑、採草放牧地で830aとありますが、10ページでは、500aの作付面積となっているようですが、残りの330aは何を作付けされているのか伺います。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

経営面積と作付面積の差については、作付け状況の確認をしておりましたので、確認をしておきたいと思います。事業の実施状況及び事業計画と法人1期の売上高との差については、売上高の方は米、養豚等になりますが、事業の実施状況及び事業計画の方は、それ以外の農業を管理する事業についての金額も含まれているということでした。単純な作物だけだと10ページの方で、それプラス農業に関する事業に含まれるのが9ページの方になります。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

例えば、どういうものが含まれますか。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

輸送関係です。すみません、輸送以外についても、ちょっと確認していなかったもので、そこも確認をしておきます。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

9ページには、輸送費2,100万円は別に上げてあるんですよ。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

自社以外のほかの会社の委託を受けた輸送になります。自分の農業以外ということで、2,100万円を上げているということでした。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

そうしたら、この農業の方には、その輸送費が入っていないわけですよ。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

自社についての輸送費関係です。すみません、こちらも、もう一回確認をしておきたいと思います。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ほかにございませんか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

今の隅3号ですけど、豚を飼育されているということですが、これは、大隅町でやられているんですよ。何頭ぐらい飼っているんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

曾於市の豚舎には、最大で2,300頭入るということでした。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

豚の施設は、バラバラにあるんですか、それとも1か所に2,300頭入るのがあるんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

1か所に2,300頭入ります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

次回にしましょう。書類が全部そろってから、もう一回やりましょう。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、協議会に入りたいと思います。

(協議会：午前9時20分)

(再開：午前9時23分)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

会議を再開します。ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第79号農地所有適格法人要件届出書については、大隅3号を除いて認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は認定することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第80号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10番委員 (○○○○○)

末吉96号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、おじと甥です。トラクターは、おじから借用し、資材等購入先については、稲はJA、植付けは農業公社に委託する計画です。調査結果の総合意見は、取得する農地には自家消費用の水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員 (○○○○○)

末吉97号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

大隅98号について、10月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、同じ自治会で友人です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

大隅99号について、10月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地の田には水稻、畑には甘藷等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第80号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第81号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10番委員 (○○○○○)

末吉34号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東

が畑、西が雑種地、南が田、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積については、通路を整備する面積として、全体面積1,167㎡のうち28㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、現状のまま利用し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、通路を整備しており、農地への復元も困難なため、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

財部35号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、新並木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されています。位置は農地の広がりがなく第2種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,034㎡に農業用倉庫1棟、農業用倉庫兼車庫1棟、農機具置場を設置済みで、周辺同種施設の状況からみても適当と思われます。排水等については、自然流下で南側の既存側溝へ流入するため適当と思います。被害防除は、周囲にはブロック塀が設置されており、分筆した残地は、自己所有の茶畑であるため問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、茶農園を営んでいますが、農地法の許可を得ないまま、平成7年頃に農業用倉庫及び車庫を建築、平成30年頃に農機具置場を設置していたものです。ついては、建築後28年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第81号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。  
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第82号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部55号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。補足説明資料の35ページからを参照ください。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が水路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑と宅地、北が宅地と雑種地です。目的実現の確実性は、牛舎、堆肥舎を建築する具体的計画があること、また、青年等就農資金の融資決定通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから、確実です。位置は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地に該当します。計画面積は、全体面積835㎡に牛舎1棟230㎡、堆肥舎1棟60㎡、ロール置場等220㎡を設置する予定で、周辺同種施設の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で、申請地東側にある既存側溝へ流入するため適当と思います。また、家畜排泄物は、おがくずで吸着し、堆肥舎で攪拌処理するため適当と思われます。被害防除は、申請地を現状のまま利用し、隣接地との間には、緩衝地を設けるため問題ないと思います。また、近隣住民の牛舎建築に関する同意書、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが、牛舎等を建築することから、不許可の例外である農業用施設等に該当します。申請人は、畜産を営んでおり、近隣に牛舎を所有していますが、規模拡大のため、新たに牛舎、堆肥舎等を

設置しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

財部55号の渡人と受人の姓は同一ですが、親戚でも何でもありませんか。

○推進委員（○○○○○）

義理の親子です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第82号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第83号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉13号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は堂園自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致していません。違反転用として改善指導は受けていません。申請地の東側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、周辺の農地に影響はないと思われます。その他農地法上の問題は特にありません。申請人は、昭和58年頃から自宅への進入路、庭、車庫の一部として、20年以上利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。車庫の一部、進入路、庭として、20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第83号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第84号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉121は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉122は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉123は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉124は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部125は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○9番委員（○○○○○）



末吉91, 92, 93は継続でお願いします。

○18番委員 (○○○○○)

末吉94は打切りでお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉96は継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉97, 98も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

柿木委員が欠席ですので、代わって報告します。財部99も継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

財部100も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部101も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部102, 103も継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉104, 105も継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉106も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部107も継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉108, 109は継続でお願いします。末吉110は成立です。

○8番委員 (○○○○○)

末吉111は継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉112, 113, 114は継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉115も継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉116は成立です。末吉117は継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部118, 119, 120も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第85号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定3年未満の財部16及び農地中間管理事業に係る利用権設定財部128を除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積計画について、利用権設定は、再設定3年未満の財部16及び農地中間管理事業に係る利用権設定財部128を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、再設定3年未満の財部16を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満の財部16は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理事業に係る利用権設定財部128を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定財部128は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第86号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。本案には、8月保留分も含まれていますので、事務局から説明をいたします。

○事務局 (○○○○○係長)

8月に○○○○○さんが所有権移転で申請されていた案件だったのですが、8月総会で埋設地ではないのかという確認をしてほしいということがありましたので、先日の農地所有適格法人の現地調査の際に、改めて確認をしました。鳥インフルがでた場合は、埋設地の候補地として購入するんですが、それまでは、必ず飼料作付けして、農家さんへ飼料販売しますということで確認がとれたところなんです。9月に確認はとれていたんですけど、農地所有適格法人の届出が出されていないことに気づきましたので、今月、農地所有適格法人の届出と同時に所有権移転ということで、今回、議案に上げさせていただいております。以上です。

○事務局 (○○○○○局長)

続きます、資料の20ページになりますが、大隅114号につきましては、先ほど御審議いただきました議案第79号で保留となりました大隅3号と関連がございますので、同じく保留の手続きとさせていただきますこととなりますので、大隅114号は除いて御審議願います。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

8月保留分と末吉110号の受人の経営面積が違うのは、どういう意味ですか。

○事務局 (○○○○○係長)

すみません。8月保留分は、8月の総会資料のデータをそのまま使っております。末吉110号の経営面積が正しい面積となります。申し訳ありません。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

○18番委員 (○○○○○)

末吉112号の○○○○○さんですけど、受人ですね。この方は、全部効率利用要件として、畑は全部耕作されていますかね。事務局は確認されていますか。私がちょっとパトロールで見たところ、作ってないところがあったものですから。確認して問題がなかったら、このままで処理してもらえれば良いのですが。

○事務局 (○○○○○係長)

申し訳ありません。受人の台帳をちょっと確認していなかったもので、これは、今回保留にさせていただきますと思います。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第86号農用地利用集積計画について、所有権移転は、末吉112、末吉113及び大隅114を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。なお、3件の保留に伴い、集計表に変更が生じたので、ここで5分間休憩いたします。

(休憩：午前9時55分)

(再開：午前10時00分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。変更後の利用権の設定状況集計表について、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

総会資料21ページの利用権の設定状況集計表について、3件の保留に伴い、変更後の集計結果を御説明いたします。所有権移転について、田は7筆で7,196㎡が6筆で5,054㎡に、畑は19筆で36,963㎡が17筆で31,752㎡に、計は26筆で44,159㎡が23筆で36,806㎡となり、件数は11件が8件に変更となります。その結果、合計は、89筆で160,588㎡の43件が86筆で153,235㎡の40件に変更となります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第10号合意解約等の報告については、総会資料の22ページ及び23ページを御覧ください。その他で何かありませんか。

○16番委員（○○○○○）

弥五郎どん祭りの寄附についてのお礼

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡（10月及び11月の行事予定等について）

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡（あっせん事業対象者の更新、現地調査、全国農業新聞購読申込み、市長への意見書の内容等について）

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和5年第10回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年10月20日（金） 午前10時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員